

# 学校いじめ防止基本方針

八戸市立町畑小学校

## 1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしかからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自ら命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる児童も居る。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童たちが意欲をもって充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止のための日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめはどの児童にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

### (3) いじめの構造と動機

#### ① いじめの構造

いじめは、「いじめられる児童」、「いじめる児童」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の児童がいる場合が多い。周囲の児童の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

#### ② いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きづり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

### (4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける・落書き・物壊し・集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

## 3 いじめ防止の指導体制・組織的な対応

### (1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

（いじめ問題対策協議会の設置） ※別紙1

(2) 緊急時の組織的な対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。(緊急のいじめ問題対策協議会の設置) ※別紙2

#### 4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団作りの活動
- ・コミュニケーション能力を育み、自信をもたせ、一人一人に配慮した授業づくり

り

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・学級活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・委員会活動、係活動、奉仕活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施(6月, 11月)

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・道徳や教科におけるモラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法, 学校いじめ防止基本方針等の周知

#### 5 いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている児童や通報した児童の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) 教室で気づくいじめのサイン ※別紙3

(3) 家庭でのサイン ※別紙4

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的実施(7月, 12月)

(5) 定期的調査の実施

- ・いじめの調査

新マイライフアンケートの実施(5月, 7月, 10月, 12月, 2月)

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮児童の実態調査
- ・進級時の引き継ぎ

## 6 いじめへの対応

### (1) 児童への対応

#### ① いじめられている児童への対応

いじめられている児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

#### ② いじめている児童への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめられている児童の苦痛に気づかせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

### (2) 関係集団への対応

被害・課外児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえるよ集団づくりに努める。

### (3) 保護者への対応

#### ① いじめられている児童の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

#### ② いじめている児童の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・児童や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気づいたことがあれば報告してもらう。

#### ③ 保護者同士が対立する場合

教員が間に入って関係調整が必要になる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

### (4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

#### ① 教育委員会との連携

- ・関係児童への支援・指導, 保護者への対応方法
- ・関係機関との調整
- ②警察との連携
  - ・心身や財産に重大な被害が疑われる。
  - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ③福祉関係との連携
  - ・家庭の養育に関する指導・助言
  - ・家庭での児童の生活, 環境の状況把握
- ④医療機関との連携
  - ・精神保健に関する相談
  - ・精神症状についての治療, 指導・助言

## 7 ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめとは

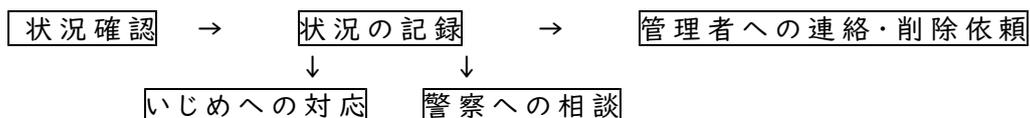
文字や画像を使い, 特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。特定の児童になりすまし社会的な信用を貶める行為をする, 掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり, 犯罪行為である。

### (2) ネットいじめの予防

- ①保護者への啓発
  - ・フィルタリング
  - ・保護者の見守り
- ②情報教育の充実
  - ・道徳, 教科の学習における情報モラルの教育の充実
  - ・ネット利用者の実態把握
- ③ネット社会についての講話(防犯)の実施

### (3) ネットいじめへの対応

- ①ネットいじめの把握
  - ・被害者からの訴え
  - ・閲覧者からの情報
  - ・ネットパトロール
- ②不当な書き込みへの対応



## 8 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- ①児童の生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
  - ・児童が自殺を企画した場合
  - ・精神性疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・高額な金品を奪い取られた場合
- ②児童が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている。
  - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・連続した欠席の場合は, 状況により判断する。

### (2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合, 県教育委員会に報告するとともに県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## 1. 「いじめ」とは（法第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、明るく楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校づくりをめざして「町畑小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

## 2. いじめを未然に防止するために

### <児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった、本校の「徳」の重点項目である規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の時間を通して育む。
- ・「いじめは絶対に許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをするのは、「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生方や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

### <教職員に対して>

- ・児童一人一人が、自己有用感を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

### <学校全体として>

- ・全教育活動を通じて、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート、ライフアンケート調査を年間5回実施し、さらに学級担任が個別の面談を行う。アンケート結果を集約し、児童の様子やその変化等を教職員全体で共有する場を設ける。いじめの状況によっては、生徒指導主任を中心として指導にあたる。

- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいたときには、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ根絶宣言」の唱和を児童会として取り組ませる。学期の節目や、全校朝会等で、リトルJUMPチームを活用し全校で唱和する。また、各学級にも広める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

#### <保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校便りやPTAの運営委員会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

### 3. 「いじめ」の早期発見・早期対応について

#### <早期発見にむけて>

- ・児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に理解していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

#### <相談ができる>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを「受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応すること」を伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、校内で情報を共有できるようにする。

#### <早期の解決を>

- ・教員が気づいたあるいは児童や保護者があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずいじめることをやめさせる。
- ・いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているのかに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

### 4. 校内体制について

- ・校内の「生徒指導部」に「いじめ防止係・教育相談係」を設け、児童へのアンケートの実施やその結果のとりまとめ、職員会議等において児童の現状報告等を進めていく中心とする。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、学級担任を加え、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭が集まり、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議し、実践していく。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報取り扱いを考慮しながら、本校教職員が共有できるようにする。その場として、毎月の職員会議において「留意児童についての情報交換の時間」を設け、全職員に情報と指導経過や現状等を伝える。

- ・学校評価においては、年度毎の取り組みについて、児童・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かす。
5. 教育委員会をはじめ地域や関係機関との連携について
- ・いじめの事実を確認した場合の八戸市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して、八戸市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
  - ・地域全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや東地区青少年生活指導協議会の会合等で、いじめ問題などの健全育成についての話し合いが充実していくよう働きかける。
  - ・いじめ対策基本方針を学校のホームページに載せて、地域の方々に広く知らせ、一丸となっていじめに立ち向かうようにする。

(令和4年6月 一部改正)